

佐世保市保育所等施設整備事業 募集要項

(令和5年度整備)

令和4年7月

佐世保市子ども未来部保育幼稚園課

整備にあたっての諸条件

1 主 旨

本事業は、待機児童の解消及び入所児童の安全、環境の改善を図るため、国の保育所等整備交付金等を活用し、保育所又は認定こども園（以下、「保育所等」という。）の施設整備に対する補助を行うものです。

2 目 的

本要項における募集は、令和5年度の予算要求における優先順位を決定することを目的として行うものです。

なお、佐世保市の予算の状況によっては、優先順位の高い施設整備計画であっても予算化が確約されるものではありません。

3 対象事業

対象となる事業は、保育所等整備交付金及び認定こども園施設整備交付金(以下、「国交付金」という。)の活用ができる事業であり、原則として、下記の各号に掲げる整備のいずれかを含むものとします。

- ① 施設の主要な建物（園舎）が昭和56年5月31日以前に建設され、耐震強度の不足が明らかとなった施設であり、児童の安全を確保するための整備
- ② 施設の主要な建物（園舎）であり、令和4年4月1日時点で築35年を経過する建物であり、かつ、直近の大規模修繕（補助事業による）から10年以上経過しており、老朽化により児童の安全確保や置かれる環境に著しい影響があるものとして、改善を図る整備
- ③ 子ども子育て支援事業計画において、保育の供給量が不足している又は現に待機児童が存在しているエリアにおいて、整備前の施設だけでは増員に対応できない場合に保育定員の拡充を図るための整備

4 事業区分及び対象経費

(1) 補助対象となる事業区分及び対象経費は、以下の表のとおりとします。

事業区分	内 容
創 設	新たに施設を整備するもの ※ ただし、施設の新設については、開発行為や企業立地等に伴う需要見込みの増により、既存施設の活用だけでは供給量を確保できないなど、やむを得ないと認める場合に限ります。
改 築	既存施設の現在定員の増員を行わず、改築整備するもの
増 築	既存施設の現在定員の増員を図るため、増築整備するもの
増改築	既存施設の現在定員の増員を図るため増築整備するとともに、既存施設を改築整備するもの

大規模修繕	<p>経年により老朽化した既存施設について、大規模な改修をするもの（耐震工事を含む）</p> <p>※ 内容は、平成20年6月12日雇児発第0612002号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知「次世代育成支援対策施設整備交付金における大規模修繕等の取扱いについて」（別添）に準ずる</p> <p>※ 1施設に係る事業費が500万円以上のものに限ります。</p>
-------	--

※ 対象経費は、佐世保市保育所等整備交付金事業補助金交付要綱又は佐世保市認定こども園施設整備費補助金交付要綱の規定による。

(2) 耐震診断費、土地の買収又は整地、既存建物の買収（既存建物を買収することが建物を新築することより効率的であると認められる場合を除く）、職員宿舎に係る経費、本体工事と一体ではない工事に係る経費については、補助対象外となります。

また、本体工事費のうち、国交付金における特殊付帯工事については、補助対象外とします。

(3) 本市における近年の予算決算状況に対し1施設あたりの補助額が過大となる場合や、整備の目的や効果を勘案してもなお類似内容・規模の施設整備計画との均衡を著しく欠くと見込まれる場合は、応募者に対し整備計画の見直しを要請する場合があります。

5 申込資格

申込資格者は、申込時点において、佐世保市内で保育所等の設置・運営実績のある社会福祉法人、学校法人（既存保育所の整備、認定こども園の整備又は幼稚園から認定こども園へ移行する整備を行う場合に限る）又は本市において保育所等の運営実績（認可外保育事業所としての運営期間を含む）を10年以上有する法人であって、次の各号のすべてに該当する者とします。

(1) 当該施設の建物を所有していること又は整備した建物を所有する見込みであること。

なお、区分所有の場合は、専有部分に限り補助対象とします。

(2) 行政監査において、文書指導事項がない又は文書指導事項があったが、改善されていること。

(3) 施設整備を行うにあたり、整備計画や規模に応じた必要な資力、信用を有すること。

(4) 移転用地及び仮設用地を含め、施設整備に必要な用地を確実に確保できる見込みがあること（確保している用地が、今後の利用に支障がないよう接道していること）。

(5) 市税（法人税及び給与から差し引いた法人職員の市民税）を滞納していないこと。

(6) その他、本市が不相当と認める事由を有しないこと。

6 補助金額

佐世保市保育所等整備交付金事業補助金交付要綱及び佐世保市認定こども園施設整備費補助金交付要綱により算出した額とします。

7 整備のスケジュール

施設整備計画のスケジュールは、原則として単年度での計画とし、以下の各号に定めるとおりとします。

なお、整備スケジュールが遅延する可能性が生じた場合、速やかに本市と協議してください。正当な理由がなく遅延すると、補助対象外となる場合があります。

- (1) 原則として、施設整備完了年度の翌年度4月から供用開始できること。
- (2) 原則として、施設整備完了年度の3月31日までにすべての工事が完了し、建築基準法に基づく検査済証の交付を受けられること。
また、補助に係る工事について、開発等の許可に係る諸手続きを完了すること。
- (3) 単年度のみでは工期が不足することが客観的に明らかな場合は、2か年度での整備計画の提出も可とする。この場合、事前に本市と協議し、必要と認められることが条件となる。

8 利用定員について

- (1) 利用定員については地域の需要等、実情に応じた定員構成とするとともに、原則として、整備の前後で利用定員を増加又は維持する計画としてください。
なお、地域の需要等により、利用定員を減とする場合は、事前に本市と十分な協議を行ってください。
- (2) 佐世保市子ども・子育て支援事業計画において、量の確保における不足が見込まれる地域又は過去3年間に待機児童が発生している地域においては、可能な限り、保育利用定員（特に0～2歳児）の増加に努めた計画としてください。
※ 別添の「佐世保市保育所等施設整備指針」<表2>において、地域別の児童数推計等を掲載しておりますが、基準日が指針策定時（令和2年度）のものとなっています。
要件審査や配点審査の実施にあたり保育の供給量の不足状況をご確認いただく際は、「(資料1) 地域別 児童数推計（量の見込み）」をご参照ください。

9 運営について

施設整備を計画するにあたっては、本市における幼児教育・保育の質の向上を図るため、第2期新ささぼっ子未来プランに則り、可能な限り、以下の各号に定める事項について配慮した計画、運営内容とするよう努めてください。

- ① 幼児教育・保育の質向上に係る保育士・看護師、教職員の確保
- ② 保育士等の処遇や人材育成
- ③ 苦情に対応するための体制整備
- ④ 第三者評価の実施又は保育所及び保育士の自己評価並びに結果の公表

- ⑤ 市民ニーズに対応した多様なサービスの展開
- ⑥ 地域との連携、交流

10 資金計画について

現行の運営に支障をきたすことなく、施設整備計画に必要な資金や償還財源を確実に計上し、完済までの資金計画を見通すことができるものとしてください。

また、補助額の減少や事業費の高騰等の事態にも対応できるよう、余裕のある資金計画とするとともに、施設整備後も健全で安定した運営ができる計画としてください。

11 建物及び用地について

- (1) 施設整備計画については、都市計画法、建築基準法、消防法、長崎県福祉のまちづくり条例その他関係法令等の規定に適合し、必要な許認可等を受けられる計画であること。
また、事前に関係部局との協議を十分に行うこと。
- (2) 仮園舎による運営も含め、計画する施設については、保育室の面積やトイレ、調理施設など、その施設の類型に応じて、法令等で定める基準を満たすこと。
また、避難経路や採光、換気、防火計画等が関係法令に適合するか、関係機関に確認すること。
- (3) 借地において整備を行う場合は、賃借料の負担が保育所等の運営に支障を及ぼすおそれがないこと。
また、「不動産の貸与を受けて保育所を設置する場合の要件緩和について」（平成16年5月24日付雇児発第0524002号・社援発第0524008号通知）の要件を満たすこと。
- (4) 浸水想定区域や土砂災害警戒区域など、災害リスクが高い場所に新規施設を整備したり、そうした区域に移転したりする計画については、当該危険に係る対策を講じるかどうかに関わらず、選定においては、より安全な場所へ立地する計画を優先します。
- (5) 保育士等の処遇改善のため、可能な限り従事者の休憩室、更衣室の確保等に配慮した計画とするよう努めてください。
- (6) 自家用車による送迎等により近隣に迷惑をかけることがないよう配慮するとともに、交通事故防止の対策を十分に講じてください。
また、日照や園庭からの砂塵、植栽、調理室からの臭気等について、できる限り近隣に配慮した計画としてください。

1 2 近隣対応等について

- (1) 施設整備計画については、事業に係る予算案が佐世保市議会の議決を受けた後は、速やかに計画予定地・仮設園舎予定地の近隣住民及び町内会への説明を行ってください。
その際に受けた意見や要望については誠実に対応するなど、近隣の理解と協力を得られるよう努めるとともに、地域貢献にも心掛けてください。
※ 説明の経過については記録し、本市から求めがあった場合は報告してください。
また、説明の範囲及び方法については、事前に本市を確認してください。
- (2) 創設及び移転を伴う整備の場合は、前号の規定に加え、計画予定地の町内会代表者及び隣接地権者等に対し、戸別訪問のうえ説明を行い、書面による同意を得てください。
- (3) 施設整備に伴い敷地を拡張する場合は、拡張部分の隣接地権者等から、書面により同意を得てください。
- (4) 工事の計画が確定した際は、速やかにスケジュールや工事車両の通行、連絡先について近隣住民に周知してください。
また、工事に係る騒音や粉塵、振動、安全対策等については、近隣へ最大限配慮するとともに、苦情等があった場合は、誠実に対応し、改善策を講じてください。
- (5) 施設整備計画のスケジュール、期間中の運営、送迎対応等について、保護者に対して事前に十分に周知してください。

1 3 選定方法

- (1) 当該年度の保育所等施設整備事業者の選定にあたっては、佐世保市子ども・子育て会議保育所等施設整備計画策定分科会において、施設整備計画を基に書類審査を行い、優先順位を決定します。

- 【1 要件審査】 審査項目のうち非該当項目が1つ以上ある場合は、失格となります。
- 【2 配点審査】 配点審査項目の合計得点により、優先順位を決定します。

- (2) 書類審査における審査項目は以下の内容とします。
 - ① 施設の老朽状況
 - ② 定員計画
 - ③ 整備計画
 - ④ 資金計画・運営 など
- (3) 優先順位に基づき、本市の予算の範囲内で施設整備計画を選定し、予算案とします。
なお、予算化できなかった施設整備計画については、翌年度以降の選定における優先権を確約するものではありませんので、ご承知おきください。

- (4) 2か年度にわたる施設整備計画が選定された場合であっても、2年度目の補助金交付を確約するものではありません。
- (5) 施設整備計画の選定にあたり、ヒアリングや現地確認を実施することがあります。

15 留意事項

- (1) 施設整備は、佐世保市議会で予算の議決を受け、かつ、国等から補助の内示を得られたときに初めて事業採択となります。
- (2) 事業選定後の計画変更は、選定における公平性を欠くこととなり、また、国庫補助金等を受けられなくなる恐れがあるため、原則として認められませんので、計画の実現性等については十分に検討してください。
なお、選定後に計画の変更が判明した場合は、選定を取り消す場合があります。
- (3) 整備完了後から概ね5年間は、利用定員の引き下げを原則として認めませんので、ご留意ください。
- (4) 本市の事前着手承認又は交付決定の前に契約又は着手したもの(実施設計費、工事費等)は、補助対象経費であったとしても補助対象外となりますので、十分にご注意ください。
- (5) 施工業者の決定(入札及び契約)は、本市の事前着手承認又は交付決定の後に行ってください。
また、施工業者の決定に当たっては、本市の契約方法及び長崎県社会福祉施設整備事業の適正化に関する要綱に準拠した上で入札を行ってください。
- (6) 設計を行った業者は、工事の入札に参加できないものとします。
- (7) 応募手続き及び施設整備にかかる本市からの指導に対し、誠実に応じてください。
- (8) その他、本要項に定めのない事項については、協議の上、佐世保市の指示に従ってください。